

令和8年度
同窓会総会資料

東邦大学附属東邦中学・高等学校同窓会「自生人」

日時：令和8年6月28日（日）14時30分～
会場：ホテル ザ・マンハッタン幕張新都心
2階「ライブラリー」

次 第

1. 開会のことば
2. 同窓会会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 報告事項
 - ①令和7年度 事業報告
 - ②同窓会「自生人」の法人化について（検討開始のご報告）
 - ③令和7年度 収支決算報告
 - (2) 審議事項
 - 第1号議案 令和7年度収支決算報告の承認
 - 第2号議案 令和8年度事業計画案
 - 第3号議案 令和8年度収支予算案
6. 諸連絡
7. 閉会のことば

令和7年度事業報告

1. 総会・懇親会
令和7年6月29日（日）にホテル ザ・マンハッタン幕張新都心にて実施
2. 理事会 年8回実施（オンライン会議6回を含む）
3. 同窓会会報の発行
 - ・会報「ならしの」第45号
 - ・特別号22号
4. 母校行事への参加・協力
 - ・入学式 4月8日（火）
 - ・文化祭 9月13日（土）・14日（日） ※同窓会企画の実施
 - ・同窓会入会式 3月2日（月）
 - ・卒業式 3月3日（火）
5. 同窓会新会員への記念品贈呈
 - ・卒業期刻印ボールペン
 - ・特製ペーパーバッグ
6. 会員名簿の整理
7. 学校教育活動支援（アワード）
8. 「東邦大学のルーツをたどる」冊子配付
9. その他
 - ・学校法人東邦大学創立100周年記念事業への協力
 - ・学年同窓会への協力

同窓会「自生人」の法人化について (検討開始のご報告)

本同窓会「自生人」は現在、任意団体として活動しておりますが、東邦大学の他の学部・校同窓会では一般社団法人化が進み、安定的な運営体制が整えられています。こうした状況や、社会的に求められるガバナンス・会計透明性の向上を踏まえ、本同窓会においても「一般社団法人化」を中心とした法人化の検討を開始いたしました。

【法人化の概要】

法人化とは、同窓会を一般社団法人として登記し、法人格を持つ組織へ移行することを指します。一般社団法人は、2名以上で設立可能な非営利法人であり、同窓会の継続的運営に適した形態です。

【主なメリット】

- ・法人名義での資産管理が可能となり、代表者交代時も安定的な運営が可能
- ・会計処理の制度化により透明性・説明責任が向上
- ・社会的信用力の向上により寄付・協賛の受け入れが容易に
- ・定款に基づく運営により継続性が確保される
- ・非営利型とした場合、会費等の税務上の整理が可能（※収益事業は課税対象）

【主な留意点】

- ・設立時および運営に一定の費用負担が発生
- ・法人住民税（均等割）が毎年発生
- ・計算書類の作成・保管など事務負担の増加
- ・役員の法的責任（善管注意義務等）の明確化
- ・役員変更時の登記手続きが必要

【今後の主な検討事項】

- ・法人形態（一般社団法人・非営利型の選択）
- ・会員制度と社員（法的構成員）の関係整理
- ・定款内容（目的、役員体制、議決方法等）
- ・会費・会計・情報開示の方法
- ・税務・法令対応
- ・資産・口座の移管方法
- ・検討から設立までのスケジュール

これらについて理事会で整理し、段階的に会員の皆さまへ説明と意見聴取を行ってまいります。

【会員の皆さまへ】

現時点では検討開始段階であり、法人化は決定事項ではありません。今後、十分な情報提供と議論を経て、総会で正式に判断いたします。進捗は会報・ホームページ等で随時お知らせし、広くご意見を頂戴する予定です。法人化は将来に向けた有力な選択肢である一方、新たな責任も伴います。会員の皆さまと将来像を共有しながら、最適な形を検討してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年度 収支決算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 一般会計

<収入の部>

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差異 (b)-(a)	備 考
1 会費収入	10,920,000	10,795,000	▲ 125,000	500円×(中1~高3在校生数)×12ヶ月
2 積立金口座からの入金	0	0	0	
3 同窓会会員からの寄付金	100,000	127,000	27,000	
4 総会・親睦会収入	200,000	167,000	▲ 33,000	
5 利息収入	1,165	3,547	2,382	普通預金利息
当期収入計 A	11,221,165	11,092,547	▲ 128,618	
前年度繰越収支差額	3,366,304	3,366,304	0	
収入合計 B	14,587,469	14,458,851	▲ 128,618	

<支出の部>

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差異 (b)-(a)	備 考
1 会議費	600,000	733,458	133,458	
・理事会活動費	600,000	733,458	133,458	東邦大学100周年記念企画への協力等
2 事業費	9,750,000	8,915,066	▲ 834,934	
・総会費	2,200,000	2,381,222	181,222	懇親会参加者の増加
・会報発行費	4,400,000	4,330,248	▲ 69,752	
・名簿管理費	300,000	219,648	▲ 80,352	
・システム管理費	100,000	66,660	▲ 33,340	
・新会員記念品	900,000	888,800	▲ 11,200	
・学校教育活動支援金	1,000,000	900,031	▲ 99,969	
・同窓会室備品	100,000	68,127	▲ 31,873	
・会員親睦補助費	150,000	60,330	▲ 89,670	
・東邦大学ルーツをたどる冊子製作費	600,000	0	▲ 600,000	
3 事務費	1,470,000	1,363,454	▲ 106,546	
・事務費	250,000	149,276	▲ 100,724	同窓生教員への謝礼、事務員の外出交通費等
・事務パート手当	920,000	949,800	29,800	東邦大学100周年記念企画への協力等
・通信費	200,000	169,826	▲ 30,174	
・消耗品費	100,000	94,552	▲ 5,448	
4 慶弔費	100,000	82,330	▲ 17,670	
5 積立費	0	0	0	
6 寄付金	0	0	0	
7 会費返金処理	10,000	3,000	▲ 7,000	
8 予備費	2,657,469	0	▲ 2,657,469	
9 100周年記念植樹分担金	0	200,550	200,550	学校法人東邦大学六同窓会の協議で分担金協力をすることになった
当期支出計 C	14,587,469	11,297,858	▲ 3,289,611	
当期収支差額 A - C		▲ 205,311	▲ 205,311	
次期繰越収支差額 B - C		3,160,993	3,160,993	

2 特別事業積立金会計

(単位:円)

(収入の部)

科目	決算	備考
1 積立金収入		
2 利息収入	6,052	普通預金利息
3 自然・生命・人間	0	
4 寄付金収入	0	
当期収入計	6,052	
前年度繰越収支差額	3,591,193	
収入合計	3,597,245	

(支出の部)

科目	決算	備考
1 一般会計へ振替金	0	
寄付金	0	
当期支出計	0	
当期収支差額	6,052	
次年度繰越収支差額	3,597,245	

財産目録

(令和7年3月31日現在)

	一般会計	特別事業積立金	基本財産	合計	
1 現金(手元有高)	23,402			23,402	
銀行預金					
普通預金	3,137,591			3,137,591	千葉銀行/3353747
2 普通預金		3,597,245		3,597,245	千葉銀行/3520868
普通預金			14,945,840	14,945,840	千葉銀行/3285140
小計	3,137,591	3,597,245	14,945,840	21,680,676	
3 各財産間貸借					
合計	3,160,993	3,597,245	14,945,840	21,704,078	

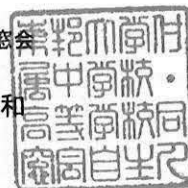
4 備品	FAX付き電話機	1台
	コンピューター(スキャナー・プリンター・MO)	1台
	周辺機器	1式
	書庫	2台
	冷蔵庫	1台
5 書籍	「自然・生命・人間」復刻本(H14年発行)	158冊
	「自然・生命・人間」ガイドブック	114冊
	東邦大学のルーツをたどる冊子	339冊
6 その他	紙バッグ	825枚
	クリアファイルWポケット	384枚

以上の通り相違ありません。

令和8年4月11日

東邦大学付属東邦中・高等学校同窓会


会長 御喜 和




監 査 報 告 書

以上の決算報告について監査したところ、帳簿及び証拠書類は整備され、資金の管理も適正であることを認めます。

令和 8 年 4 月 11 日

監 事 藤 内 圭 一 
(18)期生

監 事 池 田 浩 司 
(29)期生

監 査 報 告 書

私は会則19条3項の規定に基づき、東邦大学付属東邦中学・高等学校同窓会の令和6年度（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）における一般会計及び特別事業積立金について監査を実施した。

監査の結果、一般会計及び特別事業積立金会計はいずれも適正に処理されており、各計算書類は同窓会の収支及び財産の状況を正しく示していることを認める。

令和 8 年 5 月 1 日

税理士法人 かずさ合同事務所

税理士 内 田 慎 一 郎



令和8年度事業計画案

1. 総会・懇親会
令和8年6月28日（日）にホテル ザ・マンハッタン幕張新都心にて実施
2. 理事会 年8回実施（オンライン会議を含む）
3. 同窓会会報の発行
 - ・会報「ならしの」第46号
 - ・特別号23号
4. 母校行事への参加・協力
 - ・入学式 4月7日（火）
 - ・文化祭 9月12日（土）・13日（日） ※同窓会企画の実施
 - ・同窓会入会式 3月2日（火）
 - ・卒業式 3月3日（水）
5. 同窓会新会員への記念品贈呈
 - ・卒業期刻印ボールペン
 - ・特製ペーパーバッグ
6. 会員名簿の整理
7. 母校教育活動への支援（アワード等）
8. 学年同窓会への協力
9. 同窓会ホームページの整備
10. その他
 - ・同窓会「自生人」の法人化に向けての検討

令和 8 年度 収支予算案

1. 一般会計

<収入の部>

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差異 (a)-(b)	備 考
1 会 費 収 入	10,842,000	10,920,000	▲ 78,000	((500円×(中1～高3在校生数))×12ヶ月)
2 積立金口座からの入金	0	0	0	
3 同窓会会員からの寄付金	100,000	100,000	0	
4 総会・親睦会収入	200,000	200,000	0	
5 利息収入	3,500	1,165	2,335	普通預金利息 前年度実績による
当期収入計	11,145,500	11,221,165	▲ 75,665	
前年度繰越収支差額	3,160,993	3,366,304	▲ 205,311	
収入合計	14,306,493	14,587,469	▲ 280,976	

<支出の部>

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差異 (a)-(b)	備 考
1 会議費	600,000	600,000	0	
理事会活動費	600,000	600,000	0	
2 事業費	7,850,000	9,750,000	▲ 1,900,000	
・総会費	3,600,000	2,200,000	1,400,000	総会案内圧着ハガキ14000通
・会報発行費	1,000,000	4,400,000	▲ 3,400,000	会報郵送を郵送希望者と新会員に限定する
・名簿管理費	300,000	300,000	0	
・システム管理費	100,000	100,000	0	
・ホームページ管理費	400,000	0	400,000	同窓会ホームページのリニューアル
・新会員記念品	900,000	900,000	0	
・母校教育活動への支援	1,300,000	1,000,000	300,000	母校支援の拡充(同窓会アワード等)
・同窓会室備品	100,000	100,000	0	
・会員親睦補助費	150,000	150,000	0	学年同期会お祝い金など
・東邦大学ルーツをたどる冊子製作費	0	600,000	▲ 600,000	令和8年度より学校法人東邦大学から寄贈される
3 事務費	1,470,000	1,470,000	0	
・事務費	250,000	250,000	0	会計監査費 事務支援に携わった母校教員への謝礼等
・事務パート手当	920,000	920,000	0	
・通信費	200,000	200,000	0	
・消耗品費	100,000	100,000	0	
4 慶弔費	100,000	100,000	0	
5 積立費	500,000	0	500,000	従前の計上額に戻した
6 寄付金	100,000	0	100,000	従前の計上額に戻した
7 退会者への返金	10,000	10,000	0	
8 予備費	3,676,493	2,657,469	1,019,024	
支出合計	14,306,493	14,587,469	▲ 280,976	

東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は、会員相互の親睦と向上発展をはかり、かつ母校東邦大学付属東邦中学校・高等学校の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員名簿及び会報の発行
 - 2 その他本会の目的を達成するために適当な事業

(名称)

- 第2条 本会は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会「自生人」と称する。

(事務所の所在地)

- 第3条 本会の事務所は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校内に置く。

第2章 会員及び総会

(会員の種類および資格)

- 第4条 本会は、次の各号に掲げる会員を以て組織する。
- 1 正会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校卒業生及び東邦大学付属東邦中学校・高等学校に在籍した者で特に希望し理事会で承認した者
 - 2 準会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校在校生
 - 3 特別会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校教職員及び教職員であった者並びに理事会で特に推薦した者

(総会)

- 第5条 本会は、毎年一回総会を開催する。臨時会は、必要に応じて開催する。総会は会長が招集する。臨時総会については、2名以上の理事から招集の請求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。
- 2 正会員は、総会において、会長より業務及び会計に関する報告を受け、役員を選出、事業計画の議決、予算の議決、決算の承認、会則の改正及び本会に関するその他の重要事項に関する決定を行う。
- 3 総会の議決は、出席した正会員（委任状出席も含む）の過半数を以て決する。

(会費)

- 第6条 正会員は、総会において別に定める臨時会費を納入する。
- 2 準会員は、総会において別に定める入会金を納入する。
- 3 特別会員は、会費を免除される。
- 4 第4条1号後段により、理事会の承認を得て正会員となる者は、総会において別に定める入会金を納入する。

第3章 役員、顧問および職員

(役員の種類および定員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 理事 7名以上（奇数）
 - 4 監事 2名
 - 5 幹事 各期毎に若干名

(役員を選出)

- 第8条 役員は総会で会員の中から選任する。
- 2 幹事は、各期の会員から推薦された者又は自ら立候補した者の中から理事会の議を経て会長が選任する。

(役員職務権限)

- 第9条 会長は、本会を代表し一切の業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長と理事会を構成し、日常業務を行うとともに総会の準備をなす。

- 4 監事は本会の財産の状況及び本会の業務執行の状況を監査する。
- 5 幹事は、理事会と協力して会務を補佐し、各期の連絡調整を行う。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は前任者または他の役員残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了または辞任の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。ただし、解任された場合には、その限りではない。

(役員解任)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、出席した会員（委任状出席を含む）の過半数の議決によってこれを解任することができる。
- 1 この会則に著しく違反したとき
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 4 その他本会の役員として不適当であると思われる重大な理由があるとき

(顧問)

- 第12条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の承認を経て会長が委託する。
 - 3 顧問は会長の相談に応ずる。

(職員)

- 第13条 本会に書記その他必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は理事会の定めた職務を行う。
 - 3 職員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。

(大学評議員)

- 第14条 大学評議員は理事会の議決により2名を推薦する。

(総会の議決を要する事項)

- 第15条 次に掲げる事項は総会の議決または承認を要する。
- 1 予算及び決算並びに借入金及び重要な財産の処分に関する事項
 - 2 事業計画
 - 3 会則の改正
 - 4 その他本会の業務に関する重要事項で総会において必要と認めるもの

第4章 会務及び会計

(理事会)

- 第16条 理事会は原則として毎年2回会長が招集する。
- ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。2名以上の理事から招集の請求があったときも同様とする。
- 2 理事会は会長が主宰する。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 5 理事会は必要に応じて幹事をオブザーバーとして会議への出席を認めるものとする。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収入)

- 第18条 本会は、会費、寄付金その他の収入によって運営する。

(予算及び決算)

- 第19条 本会の予算は毎会計年度、理事会の議決を得たうえ、総会の議決を得なければならない。
- 2 本会の決算は毎会計年度終了後2か月以内に理事会の承認を得て会長が作成し、監事の意見を求める。会長は決算を総会に報告し、承認を得なければならない。

3 決算については、公認会計士又は税理士の監査を受ける。

(報酬及び費用の支弁)

第20条 役員及び顧問には報酬を支給しない。ただし、会務に要した費用は支弁される。

2 職員にはその業務の内容に応じて手当を支給するものとし、その額と支給期については、予算の範囲内で理事会において決定する。

(特別積立金)

第21条 本会は、将来の発展を期するため、基本財産形成のための特別積立を行うものとする。

2 特別積立金は本会の他の財産と同じく、預貯金など確実な方法で会長が保管する。

3 特別積立金は、特にやむを得ない事由に基づき、理事会が承認した場合以外は他の用途に使用し、または担保として提供してはならない。

4 特別積立金を取り崩して基本財産となる不動産等を購入する場合は、事前に総会の承認を得なければならない。

(会則改正の手続)

第22条 本会則の改正は、総会の出席者（委任状出席を含む）の過半数の賛成をもって行う。

附 則

施行日 平成9年（1997年）6月7日

最終改正 令和4年（2022年）9月24日

同窓会会費規程

(目的)

第1条 本規程は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会会則（以下「会則」という。）第6条の会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入する。

(1) 正会員

臨時会費（会則第6条1項）

(2) 準会員

入会金（会則第6条2項）

月額500円

但し、令和4年度までに高等学校に入学（もしくは転入）した者（令和7年3月卒業予定〔第71期〕の在校生まで）は、月額600円を納入する。

(3) 特別会員

入会金及び会費の納入を要しない（会則第6条3項）。

(4) 東邦大学付属東邦中学校・高等学校に過去在籍したことがある者で、会則第4条（1）後段に基づき、特に希望し理事会で承認を受けて正会員となる者

入会金（会則第6条4項）

中学校に入学（又は転入）後高等学校入学前に転出した者

20,000円

高等学校に入学（又は転入）後卒業前に転出した者

10,000円

(転出する準会員の納入済み入会金の取扱)

第3条 準会員が、高等学校の卒業前に学校から離籍・転出する場合、本会は、既に経過した納付期間分の納入済み「入会金」の返還を要しない。但し、離籍時期に係る支払期（四半期単位）に該当する期間分について、離籍・転出する準会員から学納金とともに予納された入会金を既に学校から受領していた場合、本会は、学校に対し、当該支払期分を返還する。

(規程の改正)

第4条 本規程は、総会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は令和4年9月24日から施行する。